

宝塚自然の家リニューアル基本構想策定業務プロポーザル審査会設置要綱

(設置)

第1条 宝塚自然の家リニューアル基本構想策定業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により当該業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）の決定を、厳正かつ公平に行うため、宝塚自然の家リニューアル基本構想策定業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他審査会において必要と認めた事項

(委員)

第3条 審査会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長等)

第4条 審査会に委員長を置き、委員長は、社会教育部長をもって充てる。

2 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

2 審査会の会議は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(持回り審議)

第6条 委員長は、その審議事項について急施を要するため会議を招集する暇がないと認めるときは、持回りにより審議に代えることができる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係がある者に対し、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第8条 審査会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 審査会の庶務を処理するため、事務局を当該業務を所管する課（社会教育部生涯学習室社会教育課）に設置する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

別表（第3条）

別表（第3条） 区分	職名
委員長	社会教育部長
委員	企画経営部 政策室長
委員	都市整備部 建築住宅室長
委員	環境部 環境室長
委員	産業文化部 産業文化部次長 (北部地域調整担当)
委員	生涯学習室長